

中町にぎわい健康プラザ消防設備保守点検業務委託仕様書【単年度】

- 1 委託業務の名称 中町にぎわい健康プラザ消防設備保守点検業務委託
- 2 契約期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 履行場所 酒田市中町二丁目4-12
酒田市中町にぎわい健康プラザ、酒田市中町にぎわい健康プラザ駐車場
- 5 業務内容
 - (1) 防火管理者の保守点検業務を補助し、別紙消防設備について機器点検を年1回、総合点検を年1回、技術者を派遣して消防法第17条の3の3、同法施行規則第31条の6に定める点検を行うものとする。
 - (2) 点検終了後、速やかに委託者に対して点検報告書を提出すること。
不具合箇所は任意様式にまとめて報告すること。不具合箇所が複数に及ぶ場合は、図面に場所を標記すること。見えにくい部分などは写真を添付すること。点検時の不具合で管理上緊急を要する場合は、速やかに委託者に連絡し、応急対応等すること。(部品を伴う修繕の場合は別途支払う。)
総合点検後の消防への点検結果提出について代行し、副本を委託者に提出すること。
委託者に対する各種書類提出・連絡部署は次のとおりにする。
酒田市中町にぎわい健康プラザ(1階)については酒田市健康課、
同駐車場(2階から屋上)については酒田市都市デザイン課
 - (3) 委託者より、消防設備の不具合等の連絡を受けたときは速やかに技術者を派遣して原因を究明し、修理に時間がかかる場合は応急措置等対応すること。
(部品を伴う修繕の場合は別途支払う。)
- 6 委託料の支払い
本業務の委託料は年2回の支払いとする。受託者は機器点検、総合点検の各業務完了後、委託者の検査に合格したときはそれぞれの点検に係る費用を請求し、委託者は正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
請求書は、酒田市中町にぎわい健康プラザ(1階)分については酒田市健康課、同駐車場(2階から屋上)分については酒田市都市デザイン課に速やかに提出すること。